

[事案 2024-46] 契約無効請求

・令和 7 年 12 月 2 日 和解成立

※本事案は、[事案 2024-47]・[事案 2024-48]・[事案 2024-49]・[事案 2024-50]・[事案 2024-51]・[事案 2024-52]・[事案 2024-53] の関連事案である。

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 15 年 3 月に医療保険（契約①）、同年 8 月に個人年金保険（契約②）を契約し、平成 19 年 1 月に契約②、平成 24 年 11 月に契約①を解約した。

平成 18 年 5 月に定期保険（契約③）、同年 11 月に個人年金保険（契約④）、平成 20 年 10 月に利率変動型積立保険（契約⑤）、平成 22 年 2 月に利率変動型積立保険（契約⑥）を契約した。

同年 8 月に自分の母を契約者とする利率変動型積立保険（申立外契約①）を利率変動型積立保険（契約⑦）に転換し、平成 25 年 7 月に自分の母を契約者とする利率変動型積立保険（申立外契約②）を終身保険（契約⑧）に転換し、平成 26 年 6 月に自分の父を代表者とする法人を契約者とする定期保険（申立外契約③）を終身保険（契約⑨）に転換した。

そして、令和 2 年 1 月に契約⑥を、令和 4 年 6 月に契約⑤⑦⑨を、同年 8 月に契約③④を解約した。

以下等の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時に、募集人から契約者および被保険者に対して、全く説明がなされていないか、少なくとも十分な説明がなされないまま契約がなされた。契約名義人または被保険者に無断で契約手続がなされた契約もある。
- (2) 本契約および関連事案の契約名義人による契約の分量は、通常想定される分量を著しく超えるものである。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集時に、募集人は申立人母に対して、契約内容を説明している。
- (2) 契約関係書類には、契約者および被保険者の署名・押印があり、契約者の意思および被保険者の同意にもとづき、契約が成立しているものである。また、保険料引き落とし口座は、概ね契約者名義の口座となっている。
- (3) 転換された契約については、転換により追認がなされている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集に関する経緯を把握するため、申立人および申立人代理人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社より、本件および関連事案の事情を踏まえた和解案が提示され、裁定審査会において検討した結果、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了

した。